5　Summary

⑴　Contracting entity : Takao Imai, Head, Property Administration Department, Japan Finance Corporation

⑵　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : The purchase of the software for Change Specifications of Optimization Project in Small and Medium Enterprise Unit

⑷　Fulfillment period : refer to the tender documentation.

⑸　Time-Limit for tender : 12 : 00　25 October 2013

⑹　Contact point for the notice : Yuka Tensui, Property Administration Department, Japan Finance Corporation, 1―9―4 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―0004 Japan. Tel 03―3270―1552

入札公告の訂正

平成25年９月６日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
本部総務部長　佐藤　美幸

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13

1　掲載日

平成25年７月23日（号外政府調達第136号）

2　訂正内容

11ページ３段目、17行目、１⑵中「購入等件名及び数量」を「借入件名及び数量」に、21行目、１⑷中「納入期限」を「借入期間」に、22行目、１⑸中「納入場所」を「借入場所」に、28行目、１⑹②中「入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。」を「入札金額については、借入物品のほか、借入に要する一切の費用を含めた額とすること。」に、４段目、11行目、２⑸中「購入等物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したものであること。」を「借入物品に係る迅速なメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。」に、37行目、４⑶中「納入」を「借入」に、12ページ１段目、３行目、４⑹中「納入」を「借入」に、21行目、５⑶中「Nature and quantity of the products to be purchased」を「Nature and quantity of the products to be rent」に、24行目、５⑷中「Delivery period」を「Rent period」に、26行目、５⑸中「Delivery place」を「Rent place」に、２段目、５行目、５⑹⑤中「prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products.」を「prove to have prepared a system to provide maintenance for the rent products.」にそれぞれ訂正します。

入札公告の取消

平成25年９月６日

国立大学法人九州大学総長　有川　節夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　40

○第50号

平成25年８月６日付（号外政府調達第146号・47ページ）掲載の入札公告第50号「E　有機ＥＬリーク検査装置　一式」を取消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年９月６日

支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　山本　　浩

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第13号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　苅田港（南港地区）防波堤地盤改良工事（第２次）

⑶　工事場所　福岡県京都郡苅田町長浜町地先

⑷　工事内容　共通工　浮標灯設置・管理　４基、浮標灯移設・管理　４基、潜水探査工　潜水探査　１点（想定）、海上地盤改良工　サンドコンパクションパイル　約2,000本、チェックボーリング　５本

⑸　工期　平成26年５月30日まで

⑹　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）

⑻　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⑾　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が950点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成10年度以降に元請けとして、海上作業船を使用したサンドコンパクションパイル工法による地盤改良工事の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成10年度以降に元請けとして、海上作業船を使用した地盤改良工事の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成10年度以降に元請けとして、海上作業船を使用したサンドコンパクションパイル工法による地盤改良工事の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）